

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年 1月15日
【会社名】	株式会社 東芝
【英訳名】	TOSHIBA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 綱川 智
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目 1番 1号
【電話番号】	03-3457-4511
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目 1番 1号
【電話番号】	03-3457-2148
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8番20号)

1【提出理由】

当社の連結子会社であるToshiba América do Sul Ltda.は、同社に対して提起されていた訴訟について裁判上の和解をいたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名 称: Toshiba América do Sul Ltda.(以下「TSAL」)

住 所: ブラジル サンパウロ州

代表者: President Luis Carlos Borba

(2) 当該訴訟の提起があった年月日、提起した者の氏名又は名称及び住所並びに当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

番号	年月日	提起した者の 氏名又は名称及び住所	当該訴訟の内容	損害賠償請求金額 (ブラジルレアル)
1	2016年8月24日	MARCIANO ALBERTO BERTINATTI (ブラジル サンタカタリーナ州)	元下請従業員による労働 訴訟	8,000
2	2014年1月21日	JOSÉ DE RIBAMAR MARQUES FILHO (ブラジル リオデジャネイロ州)	元従業員による労働訴訟	127,000
3	2014年11月3日	GILSON RICARDO CASTRO DE CASTRO (ブラジル リオグランデソル州)	元従業員による労働訴訟	55,000
4	2015年3月13日	LUIZ GUSTAVO LOURENÇO (ブラジル マトグロッセ州)	元下請従業員による労働 訴訟	85,000

労働訴訟に係る損害賠償請求金額については、当該訴訟の請求内容を踏まえて外部専門家により現実的な係争金額として算定された金額を記載しております。

(3) 訴訟の解決があった年月日、訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

番号	年月日	訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額
1	2017年12月5日	TSALが、元下請従業員に対して約1,000ブラジルレアルを支払うことで和解しました。
2	2017年12月11日	TSALが、元従業員に対して約4,000ブラジルレアルを支払うことで和解しました。
3	2017年12月11日	TSALが、元従業員に対して約6,000ブラジルレアルを支払うことで和解しました。
4	2017年12月11日	TSALが、元下請従業員に対して約22,000ブラジルレアルを支払うことで和解しました。

以 上